

埼玉県住所地外定期予防接種（インフルエンザ除く）相互乗り入れ委託契約書

埼玉県〇〇市町村（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県医師会（以下「乙」という。）とは、予防接種の対象者が、甲の区域外（埼玉県の区域内に限る。以下「住所地外市町村区域」という。）において、予防接種を円滑に受けることができるようにするため、次のとおり委託契約を締結する。

この場合、乙の長たる埼玉県医師会長は、乙の会員で接種協力医療機関の長の代理人として契約を締結するものとする。

（定義）

第1条 本契約において「予防接種」とは、予防接種法第5条第1項に規定する予防接種及び同法第6条により実施する予防接種をいう。

2 本契約において「埼玉県住所地外定期予防接種（インフルエンザを除く）」（以下、「住所地外定期予防接種」という。）とは、甲の住民のうち、次の各号に掲げる者が、住所地外市町村区域においてインフルエンザを除く定期予防接種を希望する場合において、接種協力医療機関において接種協力医が行う予防接種をいう。

- （1）かかりつけ医が住所地外市町村区域にいる者
- （2）里帰り出産等で一時的に住所地外市町村区域に居所を置いている者
- （3）重症疾患児、超未熟児及び先天性免疫不全等であって、主治医が住所地外市町村区域にいる者
- （4）その他やむを得ない事情により接種機会を逃した者

3 本契約において「接種協力医療機関」とは、埼玉県医師会の会員たる医療機関のうち、住所地外定期予防接種に協力することをあらかじめ乙に対し承諾し、かつ契約の権限を乙に委任した医療機関等をいい、「接種協力医」とは、埼玉県医師会の会員たる医師のうち、住所地外定期予防接種に協力することをあらかじめ乙に対し承諾し、かつ契約の権限を乙に委任した者をいう。

（委託業務）

第2条 甲は、住所地外定期予防接種に関する業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 接種協力医が前項の業務を行うに当たっては、開設または所属する接種協力医療機関において、個別接種の方法により行うものとする。

3 乙は、第1項の業務が円滑に実施されるよう接種協力医療機関の指揮監督に努めなければならない。

4 接種協力医療機関の長は、業務の実施に当たっては、医療機関の名称、開設者及び接種協力医の氏名並びに実施する予防接種の種類を乙に通知するものとする。当該事項に変更があった場合も速やかに乙に通知するものとする。

5 乙は、前項の規定により通知のあった事項について甲に掲示するものとする。

（信義誠実の義務）

第3条 甲、乙及び接種協力医は、信義に従い、誠実にこの契約に定める条項を履行しなければならない。

（委託業務の実施）

第4条 甲が第2条の規定に基づき委託する業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）接種対象者の確認
- （2）予診

- (3) ワクチンの接種
 - (4) 母子健康手帳への記載及び予防接種済証の交付
 - (5) その他予防接種業務を行うために必要なこと
- 2 接種可能なワクチンは、予防接種法施行令第1条の3に規定する定期予防接種のうち次のワクチンとする。
- (1) 二種混合 (D T)
 - (2) 麻しん風しん混合 (MR)
 - (3) 麻しん単抗原
 - (4) 風しん単抗原
 - (5) 日本脳炎
 - (6) B C G
 - (7) 不活化ポリオ単独 (I P V)
 - (8) 四種混合 (D P T - I P V)
 - (9) ヒブ
 - (10) 小児用肺炎球菌
 - (11) 子宮頸がん
 - (12) 水痘
 - (13) 高齢者用肺炎球菌
 - (14) B型肝炎
 - (15) ロタウイルス

- 3 接種協力医療機関は、住所地外定期予防接種の希望者から申し込みがあったときは、住所地等所要事項を確認の上、接種を行うものとする。この場合において、甲は、接種協力医療機関に対し予防接種依頼書の交付は行わないものとする。

(委託料)

第5条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、別紙のとおりとする。

- 2 委託料の額は、甲の定める単価（以下「居住地単価」という。）とする。

(委託料の支払い)

第6条 接種協力医療機関は、前条に定める委託料を請求しようとするときは、住所地外定期予防接種を実施した月ごとに取りまとめ、原則として当該実施した翌月の15日（年度末にあっては翌月の5日）までに、別紙様式による予防接種委託料請求書（以下「請求書」という。）に予診票を添えて、直接、甲に提出するものとする。

- 2 甲は、請求書を受理したときは、その内容を審査するものとする。
- 3 前項の審査の結果、当該請求書を適正と認めるときは、甲は、請求を受理した日の属する月の翌30日以内に委託料を接種協力医療機関に支払うものとする。

(関係法令等の遵守)

第7条 業務の実施をするに当たっては、予防接種法、その他の関係法令及び「埼玉県住所地外定期予防接種（インフルエンザを除く）乗り入れ実施要綱」を遵守するものとする。

(予防接種健康被害に対する措置)

第8条 本契約に基づいて接種協力医が実施した予防接種により被接種者に健康被害が生じた場合は、甲が被接種者との折衝その他の処理にあたるものとする。

2 前項の場合において、甲は、被接種者の健康被害に対する救済措置を講じると共に、被接種者に生じた損失を補償するものとする。

3 前項の規定において、甲が損失の補償を行う場合は、当該損失の発生につき接種協力医に故意又は重大な過失がある場合を除くほか、甲は接種協力医に対する求償権を有しない。

(健康被害への対応)

第9条 前条に規定する場合における甲の対応については、甲が設置する予防接種健康被害調査委員会の所掌に属するものほか、甲は、乙及び接種協力医療機関の開設者または接種協力医と協議し対応するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙及び接種協力医は、委託業務について知り得た個人情報をみだらに他に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

2 接種協力医は、本契約による業務を処理するため甲から引き渡された「予診票」をき損又は損失することのないよう、個人情報を安全かつ適正に管理しなければならない。万が一、このような場合が発生した場合は、直ちに甲及び乙に報告し、両者の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、接種協力医療機関がその責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないとき、又は予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、甲は1カ月前までに乙にその旨を文書で通知するものとする。

2 前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、甲はその損害の責めを負わない。

(契約期間)

第12条 本契約の有効期間は、令和3年4月1日から翌年3月31日までとする。

(協議)

第13条 本契約書に定めのない事項について約定する必要が生じたとき、又は本契約書に約定する事項について疑義があるときは、その都度相互に信義誠実の原則に基づいて甲、乙が協議して定めるものとする。

本契約が成立したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとする。

令和3年 4月 1日

甲 ○○市町村
○○市町村長 ○○ ○○ (印)

乙 さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号
一般社団法人埼玉県医師会
会長 金井 忠男 (印)